

“人間と性”教育研究協議会



障害児通信 サークル

2005年3月4日 NO.45

発行：障害児サークル事務局 ☎・fax 048-478-6724
〒352-0011 埼玉県新座市野火止3-8-8 谷森櫻子 方
ホームページ <http://seikyokyo.org/shogaiji/>

- ・人権救済 東京弁護士会が都教委に「警告」！ 谷森櫻子
- ・会員のページ (第2回)
仲間とすすめる性教育 寺田浩子
- ・実践報告 船越裕輝
- ・障害者本人のページ (連載エッセイ 15) 澤佐景子
- ・ビデオ紹介「オアシス」

都教委に

東京弁護士会から「警告」が出される！

2003年12月に、「学校教育・性教育に対する不当な介入への対策協議会」は、都教育委員会・一部都議の性教育への介入は人権侵害であるとして、東京弁護士会に人権救済の申し立てを行いました。東京弁護士会の1年に及ぶ調査・審議を経て、1月24日付で「警告」として出されました！

また、26日には東京弁護士会が都教育委員会に赴いて「警告書」を提出したということを、その日の夕方報道されました。

「警告」は最も強い侵害に出される！

東京弁護士会の人権救済には、「要望」「勧告」「警告」の3種類があります。「警告」は人権侵害の度合いが最も強い場合に、侵害



<勝利報告 2・18緊急集会にて>

者に対し改善を求めるものです。その上、「警告」を発して直後に、「警告書」を侵害者に提出する（「執行」という）のは異例のことと言われま